雲笈雜

五

特別
イ4
1919
195

176472

○支那にて樂の父を樂翁と呼び又岳父と稱す 邦人も亦之に倣ひ今訓詁新說に之を傳ふ 岳父と傳ふ樂翁と呼ぶの一つなるを以て、即ち左の如きを知るべし

晉衛玠娶樂廣女裴叔道曰妻父有冰清之姿壻有玉潤之望所為秦晉之匹也後世稱婦人為樂翁本此猶稱叔曰大隗姪曰小阮之類後為作岳因傳會其說謂泰岳有丈人峰故稱岳又又稱泰

38- 8994

山陽公云（今人呼妻父為岳公以泰山有丈人峯又呼妻母為泰水不知出何書也）
豈知丈人為長老通称非必外舅也且以
丈人名山不獨泰然 黄帝時封青城山
為五嶽丈人故之陵 有丈人山詩雜俎載
唐明皇東封以張説為封禪使及已三
品以下皆轉一品説以壻鄭鎰官九品
因説憲五品元宋怪而問之鎰不能對
黄番綽對曰泰山之力也此因封泰山
而得官故云然並非以泰山為外舅後
世或因此而傳為亦未可知

○戦場の幻怪

戦場の員休めて 往事

記事の幻怪を催し大唱来を作し
たることこう所の載せるところ
くの光景をあらはしたる唱
来を作したるものなり
を作のめくるなり
日本でも行なはるる所なり
べくあるを離れて出征者のごとく
て戦争の法事陣や富士山の風景
を歌の唱来を作したる又野山茶屋の
座敷の大拍子かかる胡瓜西瓜冬瓜
抱えんとを忘れ狭きまで積んだる

拳銃をあらハし此時弾丸天窓来
を撃ち中ゝ[illegible]
くと絶叫し[illegible]
外の[illegible]を長く出して[illegible]
拘[illegible]引込めんとすると四方[illegible]
おらく〳〵の弾丸うかくつとのび更ら
再び出して[illegible]
陣中の本色ひあらハ、日又同じく
喝采を博し此の[illegible]「[illegible]」
面白の[illegible]
しとのため歓の世ゑう井戸端ひ流源

東京博覧会

[illegible]
つてあつて一時を笑ふ動揺めき渡
りとゝ云ふ

○或人曰く女子を好とする人も其性
を捉き貴族利を捉く断のみくして英雄
者ハ書籍[illegible]
又曰く婦人と夫とを[illegible]人を立て主
のあるを[illegible]ハ生活上のあるを
肉躰上のあ[illegible]丸髷を[illegible]のお
守[illegible]

○人の生血を啜る女ゝ人[illegible]

蚊の為に多くの人の血を吸はれ、少性なる婦人の如き、嗚呼世界中にて
○大戦争の始まる大雨あるとき戦争の
有様を経験する能はざるものなり、ひゞくき事実、兵隊
被服雨具等は特殊なる防雨の用意をなさしむるとき戦争
と称し、雨具、雨傘、雨外套、戦争の始まる手当
○とゝくき外套を買ハしむる
[illegible]
[illegible]の思ふの村
[illegible]村
[illegible]聯隊もまた光ら

函館にあり軍事[illegible]あるゝ外套を
買りしに聞へくゝてどうせ熱しれ
んバ外套う北海[illegible]あるとも[illegible]
同じ事にて、そしても我うやもと
私等の為に[illegible]をなすこと、買ハせる
のに」と笑ふるもどこれを経験[illegible]ある
内地の[illegible]言ひあるとも[illegible]
○上海の佛蘭西[illegible]エコーパ、ホーム、と云ふ
十日の日曜の上海を発する八時[illegible]
カワイ氣[illegible]と[illegible]仏付ある大森博士の地
震計と旅順の地雷が鳴じ、[illegible]

震や其他の震動よりも異つた波状線を
畫き紙面を動かしむ其事の載
つてゐる、曲線の事などをすべての増減
うるけれども、先づ雨他の
震動と違つて恰も地中に瓦塊を投
じたもののごとき波状を呈したといふて
ゐる、而して其の距離や時間を測定し
計算して見ると正しく旅順で地雷の
爆發したものといふ報告に吻合する
ところから、而も當時の地震器
るといふこんな面白い働きを

ゐますから、其曲線を何十哩の
外で動かす地震計をもつてゐるといふことも
知れるのである

○京釜鐵道を經營して来た人の話に韓人
をして我の鐵路を彼しくある手段を鐵道
うちに提供してあるといふことをいふ、其れより一
說がある、曰く
日本人保護の公文を書きとめる
日傭を雇へて且その國状を話させたら苦情
韓人の心を得る様にするも一條の鐵路一時
千里を走つて里畑遠しく車轍山下に僭

こと及びて韓人を三吳氏として其の勢力
旧に復せんを欲するの心彼が再興を謀
るの奇計なりと本邦人の新に意像し得さる
所なりしかの後終に別に帝を立て国
号の何たるを設けるも地方の上書
紀元即ち建元の号を以て公表し
之を理解する能はさるの故中を原路を経て
遂に清国に達する事と為れり「夫れ」を得て困る
あるべし」と謂へる得るを以て叛賊の
軍及の為設を終り機関車を運搬
するものとなりてより十里の原を
[illegible]

[illegible]
田と云ふ所原と云ふ所ゾロ〳〵群集し
[illegible]を走る紅袴青衿を敷て山上
の茶屋に入り且つ多くの人民の
[illegible]行を奉能動(ハ)(ラ)ず
来る者もあるも[illegible]
二つの[illegible]徒る事と人と共に
[illegible]の自由を
失ひ[illegible]
人の山を崩潰[illegible]
[illegible]更に韓人の[illegible]を買ひ[illegible]
と共に延長架設さる電流を彼れ

邦人の驚てキリシタンの魔術と書きたるもの多く教信の書きを以て日本人を異教すること未入氣立しうるさ三南に於て日本人う信じ入せる而も能く彼等の異教に勝を以る所以のものなる此の織物の効を悔せるを以て国に於て国を思ひ国を思ひ韓国に於て如何なる国なるも拙者なる為に交を結んまるく楽んの交を結を賞ん為に織物を送り給ふ事を以て書を志せさること

東京棒屋製

を得さる

○経津しるる軍鑑の書翰のそし

て左のごとき書にて

大体兵士の説に何時も戦争をして

居る者なりと

ハ兄弟を思ひて居る事ゴトンドトない

ゴトンを陸の書とし

所々の書を拔て歌うの

実際を此の書翰のごとく義

の書を立もて

くうの人をそんぜん日々眼前の見聞に接し
脳中の十無二文も脳を刺激してそうの事
うそう夢のもあるべくもあらざるけひあ
ず風……ルべくもあらざるかから

○過刊の太陽に軍部と花柳界と題する
主筆三宅雪嶺士の論説が載つてゐる、そんなに
花柳界の罪悪の芽を生じてゐるとの言を流すことを論じてあるこの、
第一北の高級軍人が外国から帰朝の軍人
花柳界を目論んでゐる家庭の三男
秀子家の花柳界の罪つて実に恐ろしい

本史料の収録を差控へてある、若しそれと
近来き近き近の材料を探ぶ
ある中の材料を探ぶ、今左の其の一部を抄
ちん

北海道ふるさとの義天皇のなかが西洋の
十六世紀ものり我国でも新雄割據
して十数年の戦乱の絶頂にあつた
から北南奥の諸を主として軍隊を
もつて問題に出りもの芽を出して其
後秀吉の後も天下を太
平の世とするの記録の抜かん

と話の大名ひ度がさる犯さん仁者おい
くらも長る、今三上博士等の論説中
に大名史料として載せる所の淵
相伝別集の紀を引き聴きて入れやう
とおもひまして、城の前六年未結婚
秀康公の後歴の一節ひあるようす
三河守秀康公御若き時御腫物の煩
にて久々御引込御苦しあらせられ、御
快気為御祝の為御祝儀可有
之義に付、家康公御使者御接待
被仰付の用意仰付る所

家康公御使者に両守殿御名代
、家康公御使者前の通り御傍衆に高力
清秀、御本多作左衛門上
意之旨、御使者に対面被仰付
の通り、但未江御面会候
御気遣被仰付候と上申候、
御気遣被仰付候（中略）家康公仰
せ秀康の様子の様子を聞の様
子如何哉と義八代等能々伺

て知事をする義なり、私ども先の全体の
部屋の棄の紙の能く見るを拾ひと思、業を
付けるを以、金子なる脇ばかりは業を付る
これ及義なるべし、白鼠の拾しなを隠さ
人為の張付業は三河守なる不似合、拾
して美男を始めとする家の町人のなる
紙のみにくきをいふもまた、人目の煩
なる品なるべし、人目の玉の接出る
もあれば口のあるもあり、手足の持の
義なるも煩もあり、是皆為熱なるべ
ば何程見苦しきことともの恥なるべ

私ども家の子なれば三河守と呼ん一方
の大名なれば家なる白鼠の紙の見るくきを
も共方した張業を拾ひ見ばと思
ハ河守かきりはけんなる心也
流石太閤の天下三る年の礎を定る為
家康公ハ其御なる一さ居地なる
もなるべし
扨て大名の野宴ぬる一のきを家中々
拾なるも見ぬ様、似せなる拾ん
ハ紙合なる人の上なる三つ身を大なる也
（中略）北方能なる三河守なる申父へしと

東洋文庫蔵書

仰られ、同御番面の中にも仰出されけ
れば、家々人々一入悉皆の思召し
なれば、貴賤共に御ゝ[illegible]
也

御発駕之砌、京前の御支度方に相
りて御紀之[illegible]御発駕の御在具
[illegible]品々[illegible]欽御付[illegible]也

[illegible]術以ての[illegible]の
[illegible]思召[illegible]其後[illegible]上に[illegible]
すが、御発駕[illegible]
[illegible]徹書の[illegible]夢迄[illegible]

ことの[illegible]
又[illegible]十二[illegible]閏四月[illegible]越前
中納言[illegible]年[illegible]十四、日来[illegible]
[illegible]、[illegible]上[illegible]也」と[illegible]、[illegible]
[illegible]十二年に西暦千六百七十五年に[illegible]
の徹書の[illegible]
[illegible]秀[illegible]の[illegible]
[illegible]の家[illegible]の[illegible]
[illegible]体格[illegible]
[illegible]英雄の資
[illegible]、[illegible]の[illegible]

御殿さまをつれ、行列御面具
の度に御歎きあいなく御側の臣
う側つとめ浮世の苦しきめを
男女天子さまを我を男子生んで地
めるも及ばぬと仰せられたる流石
なる新家健の方う御屋敷うこと
十四歳の御長男を国はを
及ぶもの作度また御上意さう
とうも多分勝敗の為に炊ひ給ひ
しと云へり云ふ
新洲此の頃の政略のあらまをいう

○瀧村一当実義を忘れ申来候て
る日本兵ういく勇敢なる一番敵
ちの内を駄目に、いうる北地しちう
く動うない、……保し一番致すつと、あ
き金全四年ある動く、財政をを言う典
奮剣であると……こんな流つて及ぶ
まんとうあてもやるけんば
年来実見まとも出来ないあひる
○俳句ブーランジェしを部下の内本ゑま
生桜桜花を刺る事を持ちしたとう
こんを意を勇武ちを云ちを戸内

うちひろげ、平生鍛錬を剛る勇俠を
つけると戰場の有様ハ
湖うんうん平素剛を誇しにのあ
日本のごとき鍛を蓄ハ
ないの士卒ハ長の戰陣ハ
ボウくと生長し勇猛なる
又ハ又ハ
注人の比しに一層ものしきものあらん
○あ浪城負ハ
なる西行を載せて
滿海ハ

乘組ひと人ハ
しとゞの力、拙を
こゝの書ハ
稿者の説ハ
三ツ書いて
乘組人の話
くゝを滿足
と云ふ不滿足
い、ゝ
て敬義
の之ゝ

いろ〳〵の話を
ある書ハ
あうゝい、拙ハ
書ハ
こゝ二ツ
ふ

此行を或ハ意味
ゝゝ或ハ意味
ゝゝを滿足
と謂ハさるを得ず
ハ勿論、

の場合例は第源氏に於て結基氏をも
は考へることゝなる上来るべき、暗緑
江や龍宮浦をも過ぎて迎ひに位の
事、日を船縁の日下 俗語して
ある第源氏（州刑部）をも迎よう
をもって終る。之等ることゝなる上来るい
と示板を付まひある……五人長者を
俗語氏の左を満海を迎へこのひハ
をを、上うに来て迎へこのひある、
をんも勿論第源氏の牧無を見せて八
ををぬををの用を起つこのひあ

る……個板を教義主義を取るこのの
七宝を巳氏を得とないのある、外四人
の中をを怪しきをへあり雅てをを
をを弘をを之弘をををの見ををを
ぬをのあるうひある……過背的
板を説を信をを霊神ひを我神源
の兵数を立方の場所を行て
をんの日をを利をを大ひを原因をを
てをの沙や、氏をを兵法基氏をを
見せると、すを人をを見けうぬをを
いうをん家を見をを兵法を教授

で凡そ五百数の移民を送るに
どうしても四肝賢を使ふを免れぬと
云ふて居る……私らは一行中の別働隊
きゝまゝ云ふて居ると云ふ事で、そこで監
交りの云ふて居ると云ふ三四人を
替りの校七名保を校錨すると同
時に一切の案組員の下級者を検査
を厳密の者つて、そんなのがあるは怪しい
のとあらさるのを大分見られた様子
で、中にも見あらはさんとのが溜らぬ
朝鮮に居を辞し上陸した代表つ

東京原製

て居ると佛國の武官であるそう
ふ……佛國の武官であるそう
として居ると云ふ、別論であるとも怪しい
を云ふんで、米國生まれのガンと云ふ
米国生まれで、米国生まれの拘束
露西亜顕員で、其英国の所
者を口角沫を飛して議論を巻き
る習慣の云ふて居ると、即ち議論の
種を英人と日本人を露
西亜の左組で議論があつたの
で、極て一切の執務を

北海道の、冷印ゆしも及ぶべき
うつとゝとゝ持ち持ち、英人等嘆賞
義涙するもの多く、そこに盛賞的投う
るゝを呼ぶ其の理由を問ひたるに
彼の言へるは私しの米人と異なる日
本婦人の為ひあるも北の大人義を
き事聞の表し本国の婦人知れ
ばなるべし為して如雖
ども、心ゝの為に行て
御経営の叶ふと思ふ時は臨み
為一日も設けを賜清さるい

うことをきゝたる何の面目あるべき本
国の恥ゝと愁然
毛満面いうも難し
を加み宮子北の
本人の為ひる事を北人に従
事を差出しるも日清戦の
ゲンを従事を改さいる事と
ゝと…ゝ
現ゝ外国人中へいるゝの
うの交ゝ国きゝを
推ることゝ出来ひあるう、

満洲の外国人を一掃して載也其の排外
器を検査し其の挙動を査察し得る
様注意の設備を要する所あるべきか
験なりし也
○こんど満洲に乗組員なども沢山
ありしが都解決沈はる様なる我海軍
の第海地を海州湾にあり、こんを日本
海軍の取るべきあるを以て云
のべきあるべし、其海を隠分暗礁の海
山あるもの潮の干満とのもの多しい
ひ地理を充分ならざるべし云

又敵艦の侵入を防ぐ而して其の間海
の風を利おさえて 孤擁の勢海内を
つくすことゝなる前功を溝洫
の澎湃たるにつき終に入ることゝなる
つゝとなる北の国俗海内
○溝洫の主宰韓王の治しに
法しに、韓帝は韓王の治
徳をあまねくいくこの四
の大主宰武帝と異へて
と雖も主宰を得ない
言葉接をしてゝとゝ

ゝゝ、元こゝ日の利益の接する
住ふ 王綱さえ弱いことゝなる
又、大なる 王を中心
裁判さえ弱い 往古の
びゝ、 第 大分言うが而銀を又ゝと口う蛇絵
併きて しとゝふ 接ふ接ひ 湯元時
ず五分以上 元年 元祿 自人自
接ひ懐中 飴を出し 嗜りぬめ
きとゝふ仕事 言又言絵
とゝふを又ゝ 国金を

入つたのである（以上三項八月一日談）
○こんな話をするとき書いてない事であるけれども
結合の考へはここに書きつけて置くが、元
も露國の敗因の一つは戦法である……即ち
家の説によれば凡そ防禦の方法に二種
あるも一つは一心一向に防禦を専とする戦法で
あり、防禦と唱へても攻勢的防禦とでも謂
ふべきもの、防禦を主としつゝも何時なりとも
攻勢を取り得る様な攻防兼備へたもの
るごとき一種の防禦法を云ふ。故に前者を
佛式であるが露西亜は北の陣法を好み
用ひてゐる。日露戦後益々獨逸式であつたが日本
軍の採用してゐるのも北の式の陣法で
ある
今此陣法を比較して見るに第一種（即ち防禦）
は攻所を言へば唯だ一心一向に守ることを主と
するから堡壘のごとき永久的の設備
をなす必要あるのみならず掩蓋も設けなければ
ならぬ、鐵條網や鹿砦やすべて副防禦の
あらん限りを用ひさせるを得ない、又此種の
ことをしても敵の攻撃し難き天險に據
することとなる、即ち所謂防禦戦であ

つて攻勢を取るのでないと云ふ勢ひ防ぐべき敵を
充ぶるを得ないのである
然れども二種（攻勢的防衛）の方法は大分違
を異にする、則ち防衛の主眼あつても攻勢を取らざ
さへ攻撃的防衛の機会を待ちて敵を撃つのに
ちうと決した手厚い防衛的戦術をとさ
きの例では整隊を設ける者も唯だ一時の
用を為すに過ぎずして本の戦闘
会ハセのうちも掩蓋をも敵を兵数
を知らせるの為めに作るけれども防衛の
なるべきコンの例なるべき工ライ

と云ふ様な調子ひき、そんな地の利を占
むるを能はず飛行機の異う、例へば特
徴江の戦ひ敵を播鉢山の上に手厚い
設備をなすもそれ防衛を考へて、こん
なる防衛の原則こう山頂を防衛地
に選擇しなければならぬ、第二種の陣
法を取るべき日本式しめは此
山若の陣を強ひる防衛をなすべ、
例へば攻撃の輕重なる山若
ひとつとして不便ひある又為ひる射
撃をなすも言ふもの射日なること

地を踏ましてこれを敵軍のお為に奪はれざること、言ふに及ばず、つまり敵を攻めるの方法にあらざるなり、又今一つ言ふべきは、緑山の戦は十六聯隊が作候を放つて播磨妙山方面の敵情を探らしめ此時はまだまだ敵を除去の時期しなかりしなれども、遂に出遇はざりしこと、こんなことも陣法の異なるにあらざるも攻撃の様子を論播磨妙山の様

つと称する歩哨を放ちて、たゆまざるべきなり、

而して防衛あるべきの守るべきなり、

つまり第一に敵情を探るの歩哨を置くこと、

のみならず、敵の陣法を見て、あ陣法の異なるとは、敵の上に於て、まんどすを敵と異なること、

敵と我との陣法を同じ防衛法のもとにおきしもそれが北のお為に彼の敵の我の陣の陣法大原因にあらず、ただ、あ陣法の敵のお為に其の軍隊の指示は

九五戸の影響を照つて、即ち軍の防衛

と雪をするこのこと勢ひ雪を頼み、雪を頼む心
兵義を二の次とすることさるを得るべし。況
ら敵を制ちんとするの術を勢ひ引き出す果
を為記さうるを得ず。これ又攻勢防
衛法の法を取ることなり。其の御しき雪の術
拙劣なり。薬草をめぐる天嶮なるも
其の陣地を撤去するを強ひず、陸さえ
あれば猛進一気に同じ。敵を拒んで其の結果
を於て敵を云ひ、元日本軍
う守る陣地を設備構築の陣
地に於ては敵の陣

き刻々変化する場面なれば敵の陣地を見
もし敵人的なることを拒ずして不次
のあるべきや、言ふまでもなし。
の優劣を識別する試験戦
と謂ふべきもの、露の連戦なり。
佛式防衛法なるものは
の陣法を一を猛進式の攻撃
一日なるべし

○北清問題に関して莫斯科を使ふべ
きことなり。而るに敢て敢行せざ
○一ッ二つあり、世の中でも此の目標の

を[illegible]て[illegible]ことのそといふものなりて十中の九
[illegible]あるべし除々いふものとなりて
[illegible]、そこに人或は俗人のごときは猥の書物
も堙滅して情もなき[illegible]え、[illegible]とて公
武人又は[illegible]の宮[illegible]あるべし[illegible]
うさるを得ざると、[illegible]年[illegible]
又たるべきものにあらず高尚の[illegible]風
俗を[illegible]も大切なる材料なり、俗
や画をもて[illegible]んがを[illegible]
[illegible]ういくらもあるべし、[illegible]風俗の[illegible]
[illegible]とする[illegible]高尚の花物[illegible]

[illegible]ものを[illegible]絵[illegible]年[illegible]花の[illegible]
[illegible]べき材料[illegible]花物[illegible]一枝
の[illegible]を[illegible]とさげ[illegible]
[illegible]べけんや、日[illegible]とする[illegible]の花の
[illegible]一枝[illegible]
[illegible]の[illegible]面[illegible]
[illegible]のである[illegible]花物と同[illegible]一枝[illegible]
[illegible]、[illegible]を謂[illegible]四民[illegible]高尚
の花柳[illegible]平民[illegible]武士の[illegible]階級
の[illegible]律[illegible]
上級[illegible]

舞踊を教じ、こんな俗っぽい平民の氣風を養
つて一大自由の天地であつた、たゞ成程徳
川時代の委縮の影響を受けこの
材料を鋭くへこまされたこと高時の平民の実況
を知るにも又この材料を鋭く一つの（千
ト大かれ少れ）傾向を切の方法方所
社月、小説の材料とその狭斜と
同じ様な事を見せ、今なほ
ころ〳〵をあし（今の）（之を）
とゝふ
もし通徳の明治を
くゝこの狭斜と
説う人情と社会とを描くべきものとする
九代、徳川時代を狭斜を描く小説の多う
しこと事も経済上の関係也 殊に狭斜の
巷を徳川時代に於たりしを一種の意味を
含む單に肉慾を（しうとゝ）巷を
たゝるべきゝ
古来平民の座席をうけること久し平民
うに於ける天平徳上に於ても此
とつこうに従ゝの一川あるべきき
徳川時代とゝ俗座席をうけて

新羅御免の人権を騒ぎ立てる事
の上世さまたまへしさうつたへ
権といふ所の起り弾正の平民の気を吐く
ものなき事世に生じ初め印ち特科なる也
平安朝を公卿の社会也徳川時代以前学
武士の社会也
文芸の発達
徳川時代の社会
一変き平民の文化を世
芸術は徳川時代に於て之を又る
武士に伝はる
おの平民
以ての為ものなり文

芸術家なる如
何川柳狂歌浄瑠璃芝居演劇
なるもの徳川時代に起りたる平民の芸
術にして三味線ハ琴琵琶を変し
芸能を変し俳句を変し
芸術まで変ずるに平民の社会
の一勢力となる如
さんと芸術を仕きん
武士と競ひもしくは之を圧せんとす
印ち特科の巻是也
特科と巻を亡候武士

金ぶ

[illegible]ん[illegible]ん扶[illegible]るよ[illegible]き[illegible]ぐ[illegible]もて[illegible]る[illegible]也物[illegible]
上[illegible]に[illegible]屈[illegible]す民[illegible]の武士の間を[illegible]
狭斜の地[illegible]勢力を振いたと[illegible]
[illegible]自れの人情也[illegible]屋牧[illegible]をきはめ、天
下の[illegible]人を集め[illegible]、一面[illegible]敵愾
を[illegible]情[illegible]んで[illegible]他の一面を[illegible]民
[illegible]の気を吐くの地[illegible]
[illegible]義[illegible]文[illegible]勝由[illegible]以の[illegible]大
名[illegible]を[illegible]狂[illegible]
といつべき[illegible]非す[illegible]民[illegible]武[illegible]及
抗し武士と競[illegible]も[illegible]は武士を[illegible]例

[illegible]き[illegible]一の方便也
上[illegible]を徳川氏以前の
[illegible]徳川氏の[illegible]下[illegible]上
[illegible]起[illegible]三味線[illegible]武
士[illegible]浄瑠璃[illegible]民[illegible]
義を吐くの地[illegible]狭斜の地[illegible]
[illegible]武[illegible]義[illegible]
人情の流露を[illegible]武士の社
会、[illegible]儀式的抑和をはふ
んで人情の流露を[illegible]徳川氏

て於て狭斜の高義なる花魁の一大現象也 吉原 流行の人情流露する

元禄十二年

○天鵞絨 は和蘭の名産品、一種の絨毯

なるも 鉄鍋 の製造 未だ成敗を

繁つてこれを花魁、今日家の玩の一

種を談ずるを以て、奇の風味なると

共に、即ち花魁の名の換称を指す

天鵞絨 は 舶来 支那産 にして輸入さ

れ日本内地にて 絹布 等のものの詩

のみを出す 男産 にて輸入する

且接客 は一旦 廓 を去りて

廓人の手を買ひ入れ 新造 およ

び 禿 の名称 廃絶 せんとする

廓人の手を後 を 為 とす

男花魁 を文上 等 と呼び 花中

と呼び 才二 を 真天鵞絨 と呼び

本山 金山 の甲乙 あり 才三 を 合絨 才四

の文字 等 のものを ヘチマ と呼ぶ 一番

つき 廓 にて 八 約四十匁 入り、真天鵞絨

八 約百匁、合絨 は約四十匁、ヘチマ は

四十匁以上六十匁 一斤 の数八 太郎

[illegible]二千本内外、細物[illegible]三千本内外、太物[illegible]上等[illegible]細[illegible]次[illegible]、[illegible]
[illegible]大和の生天鵞絨を買ひ之を
[illegible]天鵞絨[illegible]
[illegible]輪入[illegible]天鵞絨[illegible]十人[illegible]
[illegible]十人の人を[illegible]
[illegible]を買ひ[illegible]
[illegible]大阪[illegible]
[illegible]二[illegible]一[illegible]
[illegible]以上十二[illegible]一[illegible]年の輪
入額[illegible]合計十萬四以上十五萬四[illegible]
[illegible]目[illegible]の[illegible]一[illegible]

二十四日真天鵞絨十四合紙十四へ千マ
[illegible]但[illegible]天鵞絨[illegible]上物十本
[illegible]二四下等四十[illegible]上の本鵞
[illegible]一本 三十[illegible]
と云ふ
この名[illegible]を過[illegible](七八月)をゆん
[illegible]高山[illegible]過[illegible]
の行[illegible]
扨天鵞絨を[illegible]を本来は本紙[illegible]
丁寧な鵞き[illegible]上の業ミゴを綿の如
く[illegible]仕上る[illegible]之を本

磨と称し墨の手数を要し他に方法
なきを以て自ら需用多少なれば大
抵高価熟練を以て磨き天然墨
と称して売出すあり東京市内にも本墨
と称するものを売出すなれども元四日市の産
山の如きも僅に一二軒のみ産出あるや
そしやと云ふ程にて北海山にても其需
要多き殆んど一年に何千本と
云ふ程きまりなく本墨の本場を紀州
和歌山とし之を本業とする者多く一日の
手間十五銭内外大抵の問屋
東京横濱製

とは何れも同じく之を磨くを例とし
之を磨くには何れも指先を用ひ
めしづて磨き上げ若し間を長く延べて
磨くときは丸く磨けすして偏平なるの
恐れあり中なる熟練を要すと云へども
但し各地産の墨汁の濃淡の磨き方を異
にする未だ紀州のごとき方のものなるに
代るに殺菌を用ひ業を仕上る
やうなるが如し間を延べて磨く仕方紀州
のごとく真固なるものと遜色なき
ものなり

東京市中の小売店

して本磨と称し鉄を以て大抵八寸
柳磨きとなし元と一尺を極とせり
きも双方を比較するに甚だ先達の
如き直なる鋼別し得らるべし之柳磨
とは鋼の板（多くは直鋼を用ふ）の
方一寸餘の細き穴を六分ほど
毛の穴を画して天警砲丸の上皮を割り一尺
磨き天警砲丸の如くにせうけもつ
産手磨のごとく之を用ひあるもの
の強きこと絶ハさるこのごとき之を名付
七〇〇三二十年前ヨリ或人の傷

東京都立中央図書館蔵

和天保後の細き穴の如きあること之
之を画して削りしなり磨天警砲の
如く見えたるも他のものを作り（遠河を
生天警砲のまねをなす実に自分の磨く
ものなりしなり）

○時節柳軍艦装甲の法を
少くして一異ひあり装甲板を立て軍
艦の甲人舷とを画ハさるを得ざるに別して砲庫
の鉄かまたは猛烈を加へるを特とする軍
艦の板にべきを主とするも装甲板なる
所し此の装甲板の改良の砲庫の改良

る後れる枚なまじゐあるば軍艦の人手孤
きさ刻七保てそいうのひを、たえ艦世
装甲法をも本弟を力をゐ弱めて
二風を激しくしてたるの弱　板て装甲一枚
きぬるる性質を安まるこの弱とこの
を給堅牢を安てるのひある、保し堅牢
るをとてんば自の共の家さを板大
さるを得ず、なを強まる武器こう
砲大ててる軍艦の速力う鈍ふく
てこり其他弱さを隠すこ
ことてる、即ち北ぶぐ弱家の二

風を安まるひ、つまり堅硬うて而も
重量の強と大てる壮甲板を作り
出さるけんば、之用てるぬのひあい
裏々装艦の歴史を安まるる一時を
二十四吋の厚さある壮甲板を張る
時代あり、彼も和蘭の弱を壮甲
板を用ゐ和蘭も其の石炭を重るの
ゐんて丈の板安の二層を積之
九吋の板を用ゐも其の効力を
三十倍ばの優るの結果を見るに
至るとなり

今おして治革を調べて天人の差もし
装甲板の効用を立証し徴しがたき
りとや敵弾の防御に佛艦の装甲板をみ
し見たるに新式の装甲板を
しかるべき弘策を講ずべし
しかるのち次に米国北戰
争の防御装甲艦
の優劣を考ふ
あらざるべつて、北防会の装甲板を
新板の錬鐵板を求むるも全七ヒ
つたいう其の鋼鐵術漸く進み
錬鐵板を化して一枚の
甲板の効力あるのと又ならず、北征の鉄

鐵を其質純鐵の比較的柔軟
ひあるゆえんの砲弾を要するけれども
安しき役にを生じ
少きい人や点具を
えん等を用ゆる柔軟甲板を付ふ
ひあるとが、何命も柔軟ひあるとの
の異人を防止する其方法を
のゆえんのひえんのゆえ
軍艦全体の重量を減ずるもの
脆弱とならしめ
うの結果をえ

地の表面を被ふ一二寸人の起ること
三千八百七十七年の頃英國ニューイ
ヘド地方のカメン会社発明ウィンリンと云ふ
人の合成板を二層したることあり、此の合
成板と云ふのは紙板の表面を硬質の際
丸の黄色を防き内部を軟質にして板の
破裂を防く故に硬軟二種の綱板を
密接せしめ之れを表面の硬板に全
体の四板の厚さの三分の一の厚さを保と
云ふ設計である、之れ一寸鋼質を
硬質にして其板の厚さを減し一寸軟

東京博覧会

質の板を接き合して破裂の危険を防
けり之れ硬質の紙を補つとゝ云ひあつ
て仏蘭西鉄紙板と称せんは大なる誤
と謂ひさるを得ない
板に又いろ〳〵硬質鋼板を作り得たと
云ふ事にて鋼鉄に不純分を
混入する目的の硬くしたる
新中岩素の量の多寡の作る大
いに鋼鉄に硬軟の差を生ずる
事云ひ伝へ云ふ、ウィンリン氏は其
の鋼板に千分中一六、五の岩素を含

また硬質の板を作ることのひまある
必ずく工風をこらす合金板も共に出来
る強大の能力を有する絶対ハー
ヴエー鋼板の工風を従来もつて、これを
今を距る十年前のことにあつて帝国軍
艦富士八島のことにも北の鋼板を以つて
装甲したるの即ち最も新式の装甲
法なりしも北のハーヴエー式にあるのに
この法をハーヴエーとふ人名工風をこれを西
か呼ぶのひまあるが、実際の方法を「ウ
イルソン」の意匠と同じいのひまある、唯これを

会社の工場一棟の板の板の中に軟鉄印も軟
部も併せて板を作るのひまあるこれを
ウイルソン式の工風一度巧みを極めて
ある、[illegible]
出来る鋼板も北のハーヴエー式と大同小
異のこのひまある
クルップ社の法を模倣するこれを
「クルップ」の
ハーヴエー式を出法をなくして
出来の比較的の量の炭素を含まる鋼
鉄を出し之を高中の大さとなし其表面
ハ是炭化物と木炭を撒布し粘土又も

砲丸を発射する火薬の力を以て数百間を越えんば
二千尺位の深海を以て数百間を越えんば
炭素を表面に徐々に侵入させ此際数
箇の圧力を加えれば侵入の速し此法を
色々に試みたる結果引き出し積み次印し
ゴムを被せ色被を剥脱のせしめ冷水を
注下し又を注水中に投下して急激に冷却
せしむれば其表面を光沢
を表面に含ませ硬く内部に入る
従て其量小なるの上に表面を急激に冷
却せば内部に徐々に冷却せしむ性質強

く金属板に比べ張力も粘性も強
大なるものの為に用ゆるに
北のハーヴェー式を更に一歩を進め比
べんを鋼板に二ッケルとクロムを混合せん
ハヤ強粘を増すことを
スリロム、ニッケル、ハーヴェー鋼を得る
ものなり、即ち我邦の軍艦新造をなす千九
百年代に於て皇太子殿下比軍艦を造る
事あるこれを用ゆることなるべし
果して富士の十八吋の砲を丸吋鋼
とする其効力七一万優日を、板の厚量

の大いなる恢しに話果てゝ今ら甲を
略しに忘るゝを甚甲るごとき話風の
改良をかゝるべきこゝろなり

東京堂製

東京都立中央図書館

東京都立中央図書館蔵書

明治三十七年
七月吉日
[illegible]